

綾瀬市紙おむつ給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、排泄行為に支障のある高齢者等に対し、在宅生活を継続して営むことができるよう、紙おむつの給付を行う事業（以下「給付事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 給付事業の対象となる者は、40歳以上の市内に住所を有する者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税についてその者の属する世帯の全ての世帯員が非課税であり、かつ、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。この場合において、世帯区分及び課税状況については、65歳未満の者にあつては申請を受けた日を基準とし、65歳以上の者にあつては毎年度7月1日を基準日として介護保険料の算定に用いた基準に従うものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定において、要介護状態区分4以上とされた者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定又は第32条の規定による要支援認定を受け、その認定調査票にて、「排尿」又は「排便」の項目が「全介助」、「一部介助」又は「見守り等」に該当する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、給付の対象者としなない。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、第20条の6に規定する軽費老人ホーム及び第29条第1項に規定している有料老人ホームに入所している者並びに医療機関に入院している者
- (2) 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設及び同条第28項に規定する介護老人保健施設を利用している者並びに同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を受けている者
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅に入居している者の内、保険者が綾瀬市ではない者及び市外に入居している者

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による生活支援給付を受けている世帯に属する者

（実施方法）

第3条 市長は、給付事業を円滑に実施できる業者（以下「業者」という。）に委託し、実施するものとする。

（申請）

第4条 紙おむつの給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、紙おむつ給付事業申請書により、市長に申請しなければならない。

（決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査の上、給付の可否を決定し、紙おむつ給付決定（却下）通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、給付を決定した者（以下「給付決定者」という。）について、利用業者へ通知するものとする。

（業者の責務）

第6条 業者は、市長の指示に基づき、速やかに給付決定者と紙おむつの種類及び納品日について調整しなければならない。

2 業者は、紙おむつの納品に際しては、受領書を作成し、給付決定者から受領印を受け、納品した月ごとに市長に報告するものとする。

3 業者は、職務上知り得た個人情報の保護に十分に留意し、給付決定者へ必要な配慮を最大限行うものとする。

（給付）

第7条 紙おむつの給付は、申請のあった日の属する月の翌月から開始する。

2 給付の方法は、年額30,000円までに相当する枚数を6期に分け、1期当たり5,000円（月額2,500円）を限度として行うものとする。ただし、年度の途中に給付決定した者については、月割で算出した額に相当する枚数とする。

（給付停止）

第8条 市長は、給付決定者からの申出又はその他の方法により、次の各号に掲げるいずれかに該当することを確認した場合は、当該事実が消滅するまでの間、給付を

停止することができる。

- (1) 病院に入院したとき（納品日までに入院した場合を含む。）。
 - (2) 施設等に入所したとき（納品日までに入所した場合を含む。）。
- （給付の取消し）

第9条 市長は、給付決定者からの申出又はその他の方法により次の各号に掲げるいずれかに該当することを確認した場合は、給付の取消しをすることができる。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 転出したとき。
 - (3) 第2条の規定による対象者に該当しなくなったとき。
- （台帳の整備）

第10条 市長は、紙おむつ給付事業給付決定者台帳を備え、その記載事項について整備しておくものとする。

（様式の委任）

第11条 この要綱に定める申請書その他の様式は、市長が別に定める。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、紙おむつの給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

（給付決定に関する経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の綾瀬市ねたきり老人等紙おむつ給付事業実施要綱の規定による給付の決定があった者については、この要綱による改正後の第5条の規定により決定されたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用

することができる。

附 則

この要綱は、平成17年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正の際現に改正前の要綱第5条の規定による決定を受けている者に対する改正前の要綱第7条から第9条までの規定の適用については、この要綱の改正の日から令和4年3月31日までの間、なおその効力を有する。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正の際現に改正前の第5条の規定による決定を受けている者に対する改正前の第2条の規定の適用については、この要綱の施行の日から令和7年7月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。